

平塚市監査委員	市川	喜久江
同	井澤	郁人
同	片倉	章博
同	金子	修一

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

### 記

#### 1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和3年度の財務監査

企画政策部      デジタル推進課、資産経営課  
健康・こども部   保育課、青少年課  
行政委員会等    議会局

#### 2 監査の実施期間

令和3年12月10日から令和4年1月26日まで

#### 3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

##### 監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務  
    契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

#### 4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

## 企画政策部

### (1) デジタル推進課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

### (2) 資産経営課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
  - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
  - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
貸付地 (平塚土木事務所)	良好に管理されていた。
貸付地 (万田自治会・下万田自治会館)	良好に管理されていた。
貸付地 (南原駐在所)	良好に管理されていた。

## 健康・こども部

### (1) 保育課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。
  - 指摘事項  
収入事務において、保育料徴収業務を委託する際、私人徴収委託の告示・公表漏れがあったので、子ども・子育て支援法施行令に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行にあたり適正な措置を講じられたい。

- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
  - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
  - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
しらさぎ保育園	①食品庫扉開閉不良 ②屋上ドレン落葉による詰まり ③テラス破風・樋落葉による詰まり ④軒天めくれ ⑤庇腐食落下の恐れ ⑥壁クラック（微細） ⑦トイレ壁タイル浮き ⑧保育室トイレ壁タイル浮き ⑨トイレシャワー取付部がたつき

(2) 青少年課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務については、平塚市財務規則第38条第2項により国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続をしなければならないとされているが、県支出金において、交付決定後3か月以上経過して調定手続をしたものがあつた。平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務執行にあたり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
びわ青少年の家	良好に管理されていた。

**行政委員会等**

(1) 議会局

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

支出事務において、交付金の執行にあたり、報告書が提出されていたにもかかわらず、過渡金の返納事務に遅れがあつた。平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務執行にあたり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

以 上